

朝日大学法学会会則

- 第一条(名称) 本会は、朝日大学法学会と称する。
- 第二条(事務所) 本会の事務所は、朝日大学法学部内におく。
- 第三条(目的) 本会は、法学およびこれに関連する學術の研究・調査および発表を目的とする。
- 第四条(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、左記の事業を行う。
- 一 研究機関誌「朝日法学論集」の発行
- 二 研究会および講演会の開催
- 三 その他、本会の役員会が適當と認めた事業
- 第五条(役員) 本会は、左記の役員をもって組織する。
- 一 正会員 本学法学部および本学大学院法学研究科の専任教員で、法学またはこれに関連する學術を専攻する者
- 二 学生会員 本学法学部および本学大学院法学研究科の在学学生
- 三 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、役員会において承認された者
- 四 本会は、研究機関誌「朝日法学論集」の配布を受け、その他本会の主催する講演会等に参加することができる。
- 本会には、左記の役員をおく。
- 一 会長 法学部長をもって、これに充てる。
- 二 委員 正会員の互選による。
- 1 編集委員 若干名
- 2 運営委員 若干名
- 3 会計委員 二名
- 4 会計監査委員 二名
- 第八条(役員の仕事) 会長は本会を代表し、本会の事務を統括する。
- 編集委員は、朝日法学論集その他研究業績の公刊に関する編集事務を担当する。
- 運営委員は、本会の事業の運営を担当する。
- 会計委員は、本会の会計事務を担当する。
- 会計監査委員は、本会の会計監査を担当する。
- 役員の仕事は、本会の会計監査を担当する。
- 役員は、所定の会費を納めるものとする。会費については、役員会が別にこれを定める。
- 本会の経費は、会費・補助金・寄付金およびその他の収入をもって、これに充てる。
- 第十二条(事業年度) 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 第十三条(会則の改正) 本会会則の改正には、正会員の過半数の同意を要する。
- 附則 本会前は、昭和六十三年七月六日より、これを施行する。

朝日大学法学会会員

◎印は会長、○印はその他の役員

- 阿部 竹松 ○高梨 文彦
- 粟津 明博 高森 八四郎
- 今井 潔 中村 良
- 植木 哲 ○平 田 勇 人
- 大場 民男 三田 清
- 大塚 銷子 宮坂 果麻理
- 大野 正博 初山 錚 吾
- 岡 寄 修 湯 浅 道 男
- 齋 藤 康 輝
- 佐 藤 千 春
- ◎杉 島 正 秋